

第 6 章

保険料と配当金

1 保険料の仕組み (保険料計算の「基礎率」)	95
2 契約者への配当金	
1. 配当金の性格	95
2. 設計書・提案書の配当金	96
3. 有配当保険と無配当保険	96
4. 配当金の受取方法	97
5. 配当金の通知	98
6. 積立配当金の引出手続き	99
7. 通常配当と特別配当	99
8. 相互会社と株式会社の配当金	99
【参考】標準利率	100

第6章 保険料と配当金

1 保険料の仕組み(保険料計算の「基礎率」)

- 生命保険会社が販売する保険商品は、保険料総額と保険金総額が一致するように、「収支相等の原則」に基づいて設計されています。これを死亡保障の商品について式で表すと、

$$1人当たりの保険料 \times 加入者数 = 1人当たりの保険金 \times 死亡者数$$

となります。

- これは、保険料を計算するうえでの基本原則ですが、実際の生命保険の保険料は、下記の3つの基礎率(予定率)をもとに計算されています。
- 3つの基礎率は、生命保険会社によって、あるいは保険種類や契約時期などによって異なります。

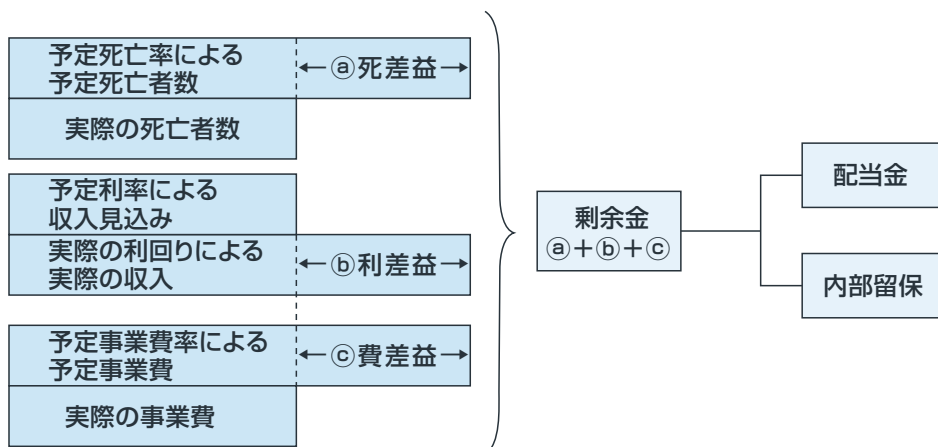
予定死亡率	過去の統計をもとに、性別・年齢別の死亡者数(生存者数)を予測し、将来の保険金などの支払いに充てるための必要額を算出します。算出の際に用いられる死亡率を予定死亡率といいます。
予定利率	生命保険会社は資産運用による収益をあらかじめ見込んで、一定の利率により保険料を割り引いており、その一定の利率を予定利率といいます。
予定事業費率	生命保険会社は契約の締結・保険料の収納・契約の維持管理などの事業運営に必要な諸経費をあらかじめ見込んでいます。これを予定事業費率といいます。

左記の計算による保険料は「純保険料」と呼ばれる部分です。例えば、1,000人の加入者がいて予定死亡率に基づき死亡者数が1名と見込んだ場合、保険金が1,000万円であれば、加入者1人当たりの保険料は1万円となります。上記の保険料1万円×1,000人分は、保険金等の支払い発生時まで生命保険会社により資産運用されます。したがって、実際の純保険料は予定利率分が割り引かれ、1万円よりも低い金額となります。また、予定事業費率に基づく部分を「付加保険料」といい、純保険料との合計額が契約者の負担する保険料となります。

2 契約者への配当金

1. 配当金の性格

- 保険料を決める3つの予定率と実際の率との差によって剰余金が生じた場合に、剰余金の還元として「配当金」が契約者に分配されます。これを図示すると下記ようになります。剰余金は、死差損益・利差損益・費差損益の3利源を通算した差益です。
- 各生命保険会社が毎年発行している「ディスクロージャー資料」に3利源損益を記載している生命保険会社もあります(公表の義務はありません)。



- 利差益のみを配当の原資とする「利差配当タイプ」の保険や、「無配当保険」などもあります。

予定利率と実際の運用利率との差による利差損を「逆ざや」といいます。

参照 100ページ

利差配当タイプ、無配当保険など

参照 97ページ

高い予定利率を約束している契約では、配当金の分配がない年が続くことがあります。

予定利率の推移
参照▶ 100ページ

過去の契約では、右の記載例のような表示がない場合もあります。

- 配当金は予定率にもとづいて計算された保険料の事後精算としての性格を持っています。したがって、預貯金の利息(あらかじめ約束された利率をもとに受け取れるもの)とは性格が異なります。
- 分配される配当金は保険種類や契約年月日など契約内容によって異なります。
- 配当金は確定したものではなく、毎年の決算の結果によって変動します。したがって、剰余金が生じなかった場合は、配当金がゼロになることもあります。
- 配当金がゼロということは、「予定していた運用収益(予定利率)を超えて支払う部分がない」ということです。予定利率は、保険料の計算上あらかじめ織り込まれ、その分保険料が割引かれているため、運用収益が契約者にまったく還元されない、ということではありません。

2. 設計書・提案書の配当金

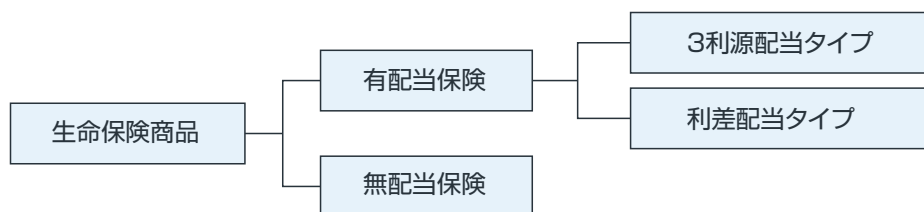
- 設計書・提案書等に配当金がかかれている場合、その金額は保証されたものではありません。直近の決算による配当率がそのまま続くと仮定して計算された試算値です。
- 過去の高い予定利率の契約においては、予定していた運用収益より実際の運用収益が下回ることから、多くの契約で設計書・提案書に記載された配当金を下回る状況が続いています。

【設計書・提案書の配当金についての記載例】

「ご提案書等に記載の積立配当金・配当金による年金・消滅時配当金は、すべて〇〇年度決算配当率を適用した現時点での試算数値であり、将来のお支払いを保証するものではありません。実際のお受取りにあたっては、経済情勢等により変動し、0となる場合もあります。」

3. 有配当保険と無配当保険

- 生命保険は、配当金の分配がある仕組みの「有配当保険」と配当金の分配のない仕組みの「無配当保険」に大きく分類されます。
- さらに有配当保険は一般的には「3利源配当タイプ」と「利差配当タイプ」に分かれます。



①有配当保険

3 利源配当タイプ	<ul style="list-style-type: none"> ● 毎年の決算時に保険料算出のために用いる3つの予定率と実際の率との差によって生じる損益を集計し、剰余が生じた場合、配当金として分配する仕組みの保険です。 ● 配当金を毎年分配する「毎年配当型」や「3年ごと配当型」「5年ごと配当型」があります。 ● 通常、毎年配当型の場合、契約後3年目の契約応当日から配当金が分配されます。 <p><2021(令和3)年7月加入の毎年配当型契約の分配イメージ></p> <p>①2022年3月末決算(2021年度決算)では、満1年を経過していないので配当は割り当てられません。 ②2023年3月末決算(2022年度決算)で初めて第1回の配当が割り当てられ、2023年7月の契約応当日に分配されます。</p>
利差配当タイプ	<ul style="list-style-type: none"> ● 予定利率と実際の運用成果との差によって生じる毎年の損益を一定年数ごとに通算して剰余が生じた場合、配当金として分配する仕組みの保険です。 ● 5年ごとに通算して剰余が生じた場合、配当金として5年ごとに分配する仕組みの「5年ごと利差配当型」が主流となっていますが、「3年ごと利差配当型」等を取り扱う生命保険会社もあります。

②無配当保険

- 配当の分配のない仕組みの保険で、有配当保険よりも保険料が安く設定されています。
- 無配当の医療保険や終身保険も増えています。

4. 配当金の受取方法

①配当金の受取方法

- 配当金の受取方法には、次の4つがありますが、主な受取方法は「積立」です。
- 保険種類によっては、受取方法が決まっています(積立のみなど)もあります。

積立	<ul style="list-style-type: none"> ● 配当金を生命保険会社に積み立てておく方法で、生命保険会社ごとの所定の利息がつきます*1。 ● 途中で引き出すこともできます*2。 ● 満期や死亡の場合は、保険金と一緒に受け取ります。 ● 個人年金保険の場合は、積立配当金を年金原資に繰り入れて年金額を増額することもできます*2。
買増	<ul style="list-style-type: none"> ● 配当金を一時払の保険料として、保険を買い増していく方法です。 ● 買い増すことができる保険は生命保険会社によって異なりますが、養老保険・終身保険・個人年金保険などで、買増された保険金や年金は「増加保険金、ボーナス、増額年金、増加年金」と呼ばれます。
相殺	<ul style="list-style-type: none"> ● 配当金と保険料を相殺する方法です。配当金の分だけ保険料負担が軽減されます。
現金支払	<ul style="list-style-type: none"> ● 配当金をそのつど、現金で受け取る方法です。

*1 配当金の積立利率は経済情勢の変化により変動します。
*2 個人年金保険料税制適格特約を付加した個人年金保険の場合は、積立配当金を引き出せず、その全部を年金原資に繰り入れます。

個人年金保険料税制適格特約

参照 143ページ

②配当金をめぐる主な相談例

相談例	解説
<p>㊤確定年金の年金受取りが開始されたが、契約時に提案書・設計書に書かれた年金額に比べて、実際に受け取れる年金額が大幅に少なかった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●個人年金保険の提案書・設計書に記載されている年金額のうち、「増加年金」や「増額年金」は配当金で買増しされる部分であり、保証されたものではありません。 ●したがって、配当金が低額で推移すると、提案書・設計書に記載された年金額に比べて、実際に受け取れる年金額は大幅に少なくなります。
<p>㊦定期保険特約付終身保険を契約していて、終身保険部分の保険料の払込みが満了になったので年金保険に移行することにした。ところが積立配当金がわずかであったため、契約時の提案書・設計書に書かれてある年金額に比べて、実際に受け取れる年金額が大幅に少なくなった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●終身保険の保険料払込満了時に年金保険に移行する場合の年金原資は、その時点の終身保険の責任準備金の額に積立配当金をプラスしたものです*。 ●したがって、近年のように配当金が低額で推移すると、積立配当金の額もわずかとなり、年金保険に移行した場合、契約時の提案書・設計書に記載された年金額に比べて、実際に受け取れる年金額は大幅に少なくなります。

※生命保険会社によっては、この移行時の年金原資に基づく年金を、移行後の「基本年金額」として契約時の提案書・設計書に表示している場合があります。この場合、提案書に書かれた「基本年金額」は保証されたものではありません。

- 配当金の額だけではなく配当金の積立利率も関係します。配当金の積立利率は定期的に見直されるため、提案書・設計書作成時の利率で配当金が積み立てられるわけではありません。
- 契約時に募集人が配当金の将来の受取額が確定しているかのような誤った説明を行ったことが苦情の原因になっているケースもあり、そのようなケースにおいては生命保険会社に募集時の状況を確認することが必要です。

5. 配当金の通知

- 有配当保険の場合は、配当金の有無および額が生命保険会社から通知されますが、生命保険会社や保険料の払込方法によって通知形式および通知時期が異なります。
- インターネットなどを利用して配当金の残高を照会できる生命保険会社もあります。

個人年金保険料税制
適格特約を付加した
個人年金保険の積立
配当金は引き出せま
せん。

個人年金保険料税制
適格特約

[参照](#) 143ページ

6. 積立配当金の引出手続き

- 積立配当金はいつでも全額または一部の引出しが可能です。
- 積立配当金の引出しの手続きには所定の書類の提出が必要です。
- インターネットなどを利用して配当金の引き出しができる生命保険会社もあります。インターネットで手続きするとあらかじめ指定している銀行口座に入金されます。
- 生命保険会社のカードを保有している場合は、提携先のATMから引出しができる場合もあります。

7. 通常配当と特別配当

通常配当	<ul style="list-style-type: none"> ● 3利源配当タイプの「毎年配当型」では通常、契約後3年目の契約応当日から毎年、利差配当タイプの「5年ごと利差配当型」では契約後6年目の契約応当日から5年ごとに分配される配当金です。
特別配当	<ul style="list-style-type: none"> ● 長期継続契約に対して支払われる配当金です。 ● 死亡や満期などにより保険契約が消滅するときなどに支払われます。 ● 過去の通常配当で還元しきれなかった部分や株式の売却益等(キャピタルゲイン)を主な財源としています。

8. 相互会社と株式会社の配当金

- 相互会社では剰余金は「社員配当金」として社員(契約者)に、株式会社では「契約者配当金」として契約者に還元されます。株式会社ではこのほかに株主にも配当が還元されます。
- 剰余金の分配方法については相互会社の場合、定款に記載するよう定められており(保険業法第23条)、剰余金の20%以上は社員配当を行うための準備金として積立てなければならないとされています(保険業法第55条の2および保険業法施行規則第30条の6)。
- 株式会社の場合は、株主配当を行うための準備金の積立てが義務付けられています(保険業法第15条)が、契約者配当金については、それを行う場合の基準が定められています(保険業法第114条および保険業法施行規則第62条~64条)。

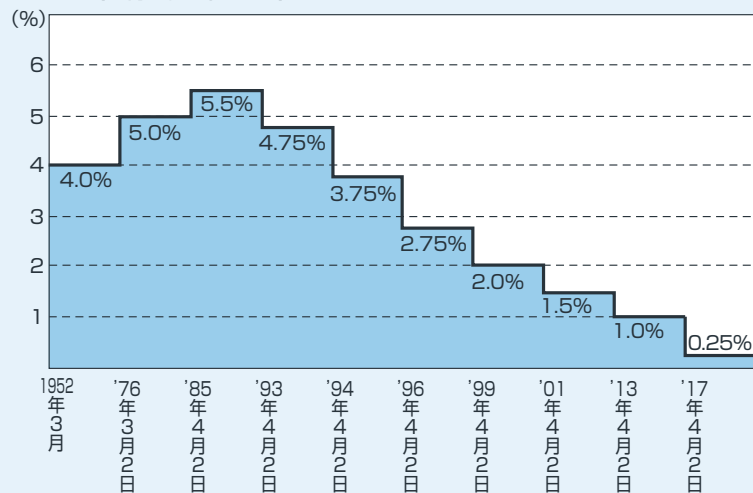
「予定利率」と「逆ざや」

生命保険会社は、契約者に払い込んでもらう保険料を計算するにあたって、あらかじめ有価証券投資や貸付などの資産運用による運用収益を見込んで、一定の利率により保険料を割り引いています。この一定の利率を「予定利率」といいます。

株価下落や市場金利低下などの影響を受けて、生命保険を契約する際の予定利率は下の図の通り1993(平成5)年以降は引き下げられてきました。

生命保険の予定利率は一部の保険種類を除き、契約時の利率が保険期間が満了するまで適用されます。超低金利等の影響で、実際の運用利回りが保証されている予定利率を下回った場合、生命保険会社に損失が発生することになります。この損失を「逆ざや」と言っています。過去の予定利率の高い契約では「逆ざや」が発生しています。

〈参考〉生命保険会社の標準的な予定利率の推移 (3利源配当タイプ)



※契約の時期と保険期間により、左記と異なる予定利率の場合があります。また、最近では、生命保険会社による予定利率の差異がみられます。

※1976年3月2日～1993年4月1日は保険期間20年超の場合、2015年4月2日以降は平準払商品の予定利率。

【参考】標準利率

生命保険会社の健全性の維持・契約者の保護の観点から金融庁が定めた標準レベルの責任準備金を「標準責任準備金」といいます。標準利率とは、標準責任準備金を計算するために使用が義務付けられている利率のことです。

これまでは保険種類によらず一律の標準利率が設定されていましたが、2015(平成27)年4月以降締結の保険契約から一時払の生命保険商品(終身保険、養老保険、年金保険等)とその他の生命保険商品とで標準利率の設定方法が変更されています。

標準利率の計算にあたっては、10年物国債の利回りをもとに計算式に基づいて決定されます(一部の一時払の生命保険商品については、20年物国債の利回りも踏まえる)。そして、一時払の生命保険商品については年4回、その他の生命保険商品については年1回見直しされます。

標準利率の改定を受けて保険料の割引率にあたる予定利率を引き下げると、新契約等の保険料は上昇します。生命保険会社の販売戦略もあり、予定利率・保険料改定への対応は生命保険会社・商品ごとに異なります。

なお、外貨建保険は標準責任準備金制度の対象となっていませんが、2022(令和4)年以降締結する米ドル建・豪ドル建契約については、対象の範囲に含まれる予定です。